

有料職業紹介事業紹介料金・手数料規程

（目 的）

第1条 この規定は、公益社団法人奈良県シルバー人材センター協議会（以下「県シ協」という。）が、活動拠点に置く実施事業所を通じて行う有料職業紹介事業（以下「職業紹介事業」という。）に係る紹介料金・手数料及び県シ協と実施事業所との間における手数料の割合について必要な事項を定めるものとする。

（紹介料金）

第2条 紹介料金の積算は、次によることとする。

労働者に支払われる賃金総額の100分の11.0に相当する額（消費税相当分含む）を上限とし、実施事業所で決定する。

（手数料の割合）

第3条 職業紹介事業に係る役割分担に関わらず、手数料の割合は次のとおりとする。

手数料の全額は、実施事業所とする。

附 則

この規程は、平成26年8月4日から施行する。

この規程は、令和4年11月21日から施行し、令和元年10月1日から適用する。